# 福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得

（目的）

第１条　福島県が発注する庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

（入札保証金）

第２条　入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む）の１００分の３に相当する金額を納付しなければならない。

（入札の方法等）

第３条　入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

２　入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

３　入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書及び添付書類を作成し、入札場所に持参しなければならない。

４　入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

５　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

６　入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を入札代理人にすることができない。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6)　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

７　入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第５条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（入札の執行等）

第６条　入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

２　開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

３　入札及び開札は公開とする。

４　開札したときは、直ちに入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

（入札書の無効等）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1)　第３条第２項に規定する方法以外の方法により提出された入札書

(2)　入札参加資格のない者が入札した入札書

(3)　入札時刻に遅れてした入札

(4)　委任状を持参しない代理人のした入札

(5)　同一の入札について、同一人が２通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札

(6)　鉛筆書きによる入札書

(7)　入札の日付がない入札書

(8)　金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(9)　発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

(10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）

(11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書

(12) 上記（１）から（11）に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書

２　入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑い

が払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。
3　入札金額が最低制限価格を下回る場合は、その入札書を失格とする。

（落札者の決定）
第８条　入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）を落札者とする。

（再度入札）
第９条　開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すものとする。この場合、第１回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第３回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第３回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。
2　前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該入札を打ち切ることがある。
3　第１項の入札には、第７条に規定する無効又は失格の入札をした者は参加することができないものとする。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第 10 条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせるものとする。
2　前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金）
第 11 条　契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）
第 12 条　契約書を作成する場合においては、落札者は、福島県立福島明成高等学校長が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して７日以内に、これを福島県立福島明成高等学校長に提出しなければならない。ただし、福島県立福島明成高等学校長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
2　落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
3　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに福島県立福島明成高等学校長が指示する請書を提出しなければならない。ただし、福島県立福島明成高等学校長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（質問及び異議の申立て）
第 13 条　入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。
2　入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附　則

この心得は、平成２０年１０月１日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附　則

１　この心得は、平成２４年１０月３０日から施行する。

２　平成２４年１０月２９日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

３　この心得は、平成２８年２月８日から施行し、平成２８年度契約分から適用するものとする。